414
A 146

電報

紀[illegible]等
件[illegible]事
[illegible]もの

69

正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

イ14
A 146

七年六月十日

長官

御用掛

来

米国郵船ノ儀ニ付英書写両〻右

供御回覧候也

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

…地事務局

米公船
積荷ニ有り
一 東
唯類出候ニ付揚ヶ唯
兎ニ角取揃候事ニ[illegible]
右上海ヲ五月出帆致候ニ付
其節ハ流ニ而御見物被下候様
申上候
急ぎ何分申上候也
六月十日

一 事務局
出張 日高

右報ニ附本件ノ電報譯本
未タ着無之候間御廻被下度候也

六月廿六日 蕃地事務局

大隈長官殿

蕃地事務局

平井ハ先ツ見合テヨシ森山出先キヨリ直キニ遣ル可シ毎人ニテ困マル「マツケーイニ」ヘノ答ヘブリ（支那ガ条理ヲ変更シ名）急ニ御報アリタシ不然バ頗ル不都合ト柳原公使ヨリ電信アリ

六月二十四日午後十一時三十分発ス

長崎　林海軍大佐

横山租税権監

大隈蕃地事務局長殿

蕃地事務局

元一四千九号ヲ以テ伺ノ趣当支局
ヲ経ス事至急上海迄可有之候也
六月廿四日午前十一時十五分発ス
長崎　林海軍大佐
横山租税権頭
東京
大隈蕃地事務局長官殿

蕃地事務局

柳原公使電信人ヲ以テ上申スル事
有ル故両人ノ中壱名差越可申トノ事
ニ付東ト赤松合セニ高砂丸臺灣到
著荷物陸揚ケ赤松申出ナレハ東ト
高砂丸ヨリ上海迄陸キ柳原公使
對面其次第ヲ聞取高砂丸ハ台灣
ニ帰リ赤松ニモ其次第ヲ心得サセ其上
ヨリ帰朝ニテハ如何ヤ至急返事ニ
与リ度此事急速ナレハ九月五日

蕃地事務局

蕃地事務局

比ニ八高砂丸上海到着之見込高砂丸モ経遠丸モ明後廿九日出帆致セリ

六月廿七日午后十一時三十分発ス

長崎
林海軍大佐
横山租税権助

東京
大隈蕃地事務局長官殿

蕃地事務局

昨日電信写出シ東京ヘ報告
入渡ルナ六インチポンプノ力ニテ浮ヒ出テタリ検不思ニ早リ軽ク港内ヘ海岸ヘ無事モ能ク見得ヘテ成ル所ク当港内ニ修理シ此事ノ備ヘニスル積リ也安心下サレ我等ニモ一院ニ蘇生ノ心持セリ断リ
昨日今飲食シ安ニス

八月廿一日午前十一時発ス

蕃地事務局

明光丸十四日正午台湾出帆厦門鶏
籠トニ寄リ今午後十時長崎到
着ス支那政府石炭輸出ヲ拒ム趣キ
日進艦ニモヨリ石炭乏シキ由故内
地ヨリ運送スヘキ旨申越スニ付テハ
明光丸ニ石炭ヲ積ミ厦門ヘ回
シテハ如何至急御返答可有之候 尤
明光丸兵隊一大隊ヲ乗組ミ回ハ明
後日出帆ノ見込ナリ

猶以艦船指揮官
林海軍大佐

大隈長官殿

同廿日午前八時発

樺山総督代理

林海軍大佐

大隈長官殿

蕃地事務局

昨日電信ヲ以申上シ東艦ヲ救買
入タル十六インチポンプノ力ヲ以テ浮ヒ出
テタリ損所ハ思ヒシヨリ軽シ陸内
ヲ海岸ヘ寄セ能ク見調ベテ成
ル可ク八重山ヲ以テ修理ニ非常ノ
備ヘニスル積リ也安心下サレ我等モ
一統蘇生ノ心持ニテ漸ク昨日
ハ飲食ヲ安ンス
同廿日午前八時十五分発ス

蕃地事務局

樺山殿 福島殿
林海軍大佐
大隈長官殿

蕃地事務局

明光丸十四日正午出帆厦
門籠着ト山ヲ經ル午後十時
頃到着ス支那政府石炭搭
出ヲ拒ム趣キ日進艦ニモ石
炭乏シキ由故ニ此ニ留置シ大
可キ旨ト越ス附キテハ明光
丸ニテ石炭ヲ積ミ厦門ヘ回シテ
ハ如何至急御返答ヲ乞フ鎮
川丸兵隊一大隊ヲ乗リ四ハ七

蕃地事務局

明後日出帆ノ筈ナリ
八月廿五日午後八時書ス
横山権典
林太作
大隈長官殿

米郵船コスタリカ号出港之義ニ付
正午十二時公信ハ差立候得共右
新紙之通ニ変更相成候間
写供高覧候也
七年十月五日
蕃地事務局
長官公閣下

十五

蕃地事務局
蕃地事務局

米國郵船コスタリカ號明二日午
後四時上海ヘ向出帆同ヲルゴニヤ號
明後三日午後四時香港ヘ向出帆
仕候趣屆相達候條此段及御屆
申候也

七年十月一日　之壽商會

蕃地事務局

御中

蕃地事務局

宮中電信局ヨリ左ノ通申出
候条申進候也

コンチヨヨリ　ナカサキエ
センツウ　コノダン
モウシ　シンジソロ

七年十一月十六日　蕃地事務局
二局宛

蕃地事務局

蕃地事務局

査濟

明治七年送達紙

及布告置候規則之通
可相心得事

發	局	出	届	着	技術方
十一月廿六日	午後四時二十五分 第五百号 官報	岩橋大蔵少丞	大隈長官	十一月廿六日	〔?〕の

開拓使電信局印

フ子、マダ、ツカス、シン
パイ、ナリ、ミジヨヲ
コヲ、ゴジ、ニ、キキヨヲ
トイフ

番地事務局

大隈長官殿
都築申

番地事務局

輔理大臣午后一時参朝スル今日ハ皇居参内ノミ
本月廿七日午前十時五分着
横濱出張
蕃地事務局
大隈長官殿

蕃地事務局

明治七年 送達報

第	着	宛名	出	局	發	
八	十一月廿六日	大隈[illegible]殿	[illegible]大警視	受 [illegible]号 午后 時 分	十一月廿六日	可相心得事 及布告置候間此旨

トイレ
ヒルジジミキキヨル
パイナニミジヨル
レサムサジヲクジ

蕃地事務局

濟

明治　　年送達紙

通信規則ノ八七通リ

報	第 號	局	日	分	字	第 號	局	日	技術
私	九十一	高島橋	十二月四日	午前十時廿	四十	三十三	築地	十二月四日	天野

發局	着局
高島橋局	築地局

中島長吉

大阪　青木マタ

デンシンシマイリマシタスグ

サンシヲハナシシマシテ

ユウビンダシマシタコチ

ラエヲヘンジ

七年十二月十六日

長官

　御用紙

別紙玉濱野口權少内史ヨリ電信到
来ニ付写シ差出候条御一覧ニ供ス也

明治七年送達紙

送信報[illegible]信[illegible]
及布告置候規則之通
可相心得事

發局		
十二月十六日	午前十一時五十五分	第二十九号 官報

出ハマ
ノグチゴンショウ
ナイショリ

届
バンチジムキョク工

着
十二月十六日

五十[illegible]

技術方 [illegible]

ペパアル コンチヨウ ニ
イタリ、ガイゴクジン ノ
ニモツ ヒケウケ。モ五。サレ
ゾニナル ツセ フツゴヲ
ナリ

甚ダ

[illegible]

七年十二月十二日

長官

陸軍 殿

別紙長崎支局ヨリ電信正ニ

到来 為御心得 差出候也

明治七年送達紙

技術方	二ノ十
着	十二日
届	シャシマモシノ
出	ノジヤガムラグルモ
局	第三十號 午前十一時廿分
發	三月十三日

右相心得書置候聴閲支通

ナミ

ジユリオヲジカレジル

ミタミカアモアヒ。ヤマヒ。ヒ

ヤヒモヒ。モヒムヒンジヲン

ジムヲムリヤ田モ ミ

明治七年送達紙

送信勅出候ニ付テハ兼而
及布告置候規則之通
可相心得事

發局			出	届	着	
十一月十六日	午後四時 分	第十七号 在報	長崎支局ヨリ	若松甚吉殿	十二月十六日	午後八時三十分掌ル 技術方 [illegible]

ソツコン ダイ ニブキン

子四 又五 ライチヤノセハ

致落手候 運送船

タカシマ卫 ツウチミホ七

石炭

ツミイレ スグニ イ七 卫

上海

ムケヨ ト二 レ四 ヨリ ト五

右傳信只今品川領事 差出申候

電報

十?日午前?四十分神戸発

同十時?着

年月日不明

十六日午後六時横濱發艦 以十六

日午後十二時神戸着ス日午後二時

抜錨、同上出帆ス税関ニ局ノ物品

ナシ

野ハ税関内ニ安

着地事務局 御中

電報

本日午前十一時四十分神戸着

同日午後四時十五分発

十六日午後八時横濱発駛明十六

日午後十一時神戸着翌日午後二時

長崎へ向ケ出帆ス税関ニ届ノ物品

ナシ

野々村内史

築地事務局御中

電報

本日午後十二時五分長崎発

日午後三時三十分受

柳原公使本日到着今晩米

國郵船ニテ出帆東京ヘ本月

到着ス

本局第七号 廿七号

蕃地事務局

一電報

本日午後一時十九分長埼出発
同午後二時四十分受

鑛山寮ヨリ石炭受取之儀
後藤象二郎ニ預ケ置デハ出埼ソ
至急ニ返事ヲマツ

長埼支局

蕃地事務局
御中

蕃地事務局

蕃地事務局

香地事務局